

新旧対照表

○神奈川県統計調査条例第6条第2項の立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明書の様式を定める規則

新	旧
別記様式 (表) (用紙 日本産業規格A7横長型) (略) (裏) 神奈川県統計調査条例（抜粋） 第6条 実施機関は、県指定統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該県指定統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は当該実施機関の統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) (略) (2) 第6条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者	別記様式 (表) (用紙 日本産業規格A7横長型) (略) (裏) 神奈川県統計調査条例（抜粋） 第6条 実施機関は、県指定統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該県指定統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は当該実施機関の統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) (略) (2) 第6条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者